

## 滝川市障がい者計画策定市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定に基づく滝川市障がい者計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、障がい者団体等を始め、事業者及び雇用、教育、医療その他の幅広い分野にわたる関係者の意見を計画に反映させるため、滝川市障がい者計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するために、調査、研究等を行うとともに必要な事項について審議する。

### (組織)

第3条 市民会議は、別表第1に掲げる関係機関の長（以下「委員」という。）をもって組織する。

### (職務期間)

第4条 委員の職務期間は、計画が策定されたときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 市民会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 市民会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 市民会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

### (策定部会)

第7条 市民会議は、計画の策定に関する専門的な調査及び審議を行うため、策定部会を設置する。

2 策定部会は、別表第2に掲げる関係機関及び団体等から推薦される者並びに公募により選出された者をもって組織する。

3 策定部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、委員長が指名する。

5 部会長は、策定部会を招集し、会議の議長となり、策定部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (オブザーバー)

第8条 部会長は、必要があると認めるときは、策定部会にオブザーバーを置き、意見を求めることができる。

### (庶務)

第9条 市民会議の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月18日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- 1 滝川保健所
- 2 滝川市医師会
- 3 滝川市町内会連合会連絡協議会
- 4 滝川市ヘルスコンダクターの会
- 5 滝川障害者団体連絡協議会

別表第2（第7条関係）

- 1 滝川保健所
- 2 滝川市民生委員児童委員連合協議会
- 3 滝川市ボランティア団体連絡協議会
- 4 滝川商工会議所
- 5 滝川公共職業安定所
- 6 滝川身体障害者福祉協会
- 7 滝川心身障害児者を持つ親の会
- 8 滝川市手をつなぐ育成会
- 9 中空知ろうあ者福祉協会滝川支部
- 10 滝川地区精神障害者家族会「若草会」
- 11 滝川市職親会
- 12 滝川市障がい児学級設置校連絡協議会
- 13 社会福祉法人滝川市社会福祉協議会
- 14 社会福祉法人滝川市社会福祉事業団
- 15 知的障害者通所授産施設滝川ほほえみ工房
- 16 一般市民（公募、若干名）
- 17 滝川市教育委員会
- 18 滝川市